

# 院内保育所充実を求める国会要請行動概要報告

【日時】2024年6月5日（水）10時30分～11時30分

【会場】参議院議員会館1階会議室

【参加】全日本民医連保育世話人

岩手 どんぐり保育園 吉田容子、東京 おひさま保育室 村越ルミ、

岐阜 わらべ保育所 日比野美津代、奈良 土庫病院ひまわり保育所 中里久美子、

広島 ひまわり保育園 長谷川清美、熊本 菊陽ぼっぼ保育園 川上隆子

全日本民医連 事務局次長 西村峰子 常駐理事 宮川喜与美(司会) 事務局 稲原慎一、伊藤志郎

【同席】増田 優子 秘書（倉林明子参議院議員）

【対応】内閣府 こども家庭庁 成育局 保育政策課 認可外保育施設担当室 係長 鈴木彰氏

同上（企業主導型保育担当） 平田大輔氏

厚生労働省 医政局看護課 係長 堀耕輔氏

## 【あいさつ／熊本・川上（保育世話人代表）】

私たちの院内保育所では医療・介護従事者の就労を支えともに役割を果たすべく、認可保育所では賄えない保育を行ってきました。子どもたちがどこに生まれどこで育っても、格差なく安心安全の質の高い保育環境が与えられることが私たちの願いです。本日はよろしく願いいたします。

## 1. 医療現場を支えている院内保育所で保育を受けている子どもたちへの対策を考えてください

- ①国がすすめている認可化移行事業を子どもに携わる各省庁と連携し各自治体任せにせず、国主導で対策を講じてください。2021年度以降の実績状況を示してください。
- ②認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた院内保育所に対しては、3歳以上児には保育料無償化の対象となっています。すべての子どもたちの運営費を保障してください。
- ③認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた院内保育所に勤務する保育士や自治体から委託されている病児保育の保育士については経歴加算の対象となっています。処遇改善手当についても対象としてください。

（内閣府こども家庭庁回答）

認可外保育所の基準などを担当しています。認可保育所は通常、午前9時～午後5時、夜間などの医療現場のニーズになかなか届いていない現状は認識しております。こうした認可保育所で整備できていないところを認可外保育所の皆様に担っていただいて、ご尽力いただいていることを承知しておりまして、この場をお借りして御礼申し上げます。認可移行の事業の実施状況につきましては、平成27年度から事業が始まり、基本は5年で移行しようという方向で動いていま

す。27年度、28年度頃は申請がありましたが、最近はや意向のないところが多く、事業も落ち着きつつあります。令和3年度は75施設、令和4年度は49施設、令和5年度31施設と、認可移行が減ってきています。要望事項につきましては、皆様のお悩みなどが理解できていないところもありまして、こちらの院内保育所の中で、「基準を満たしているのだけれども、自治体側が認可をしてくれない」という話なのか、「そもそも基準を満たしていないから、財政支援などを受けて認可に移行できるように支援してほしい」という趣旨なのか、この後、教えていただければと思います。私は基準担当なので、「基準を満たしているのだけれども認可をしてくれない」とか、「認可に移行する財政支援がほしい」ということの場合、担当が異なります。要望書は毎年いただいている様ですので、今回お悩みを伺ない、担当者が対応できるようにしていきたいと思えます。

（具体的要望／岩手・吉田）

先程ご説明の中で「基準を満たしているが、自治体側が認可してくれない」とされたものに該当します。需要がない、待機児童がないという形で認可がおりない事に対して、対応していただきたい。

（内閣府こども家庭庁回答）

わかりました。基準を満たしているが自治体から認可を受けられない、保育所の整備については医療現場のニーズを踏まえて、受け皿整備を進めていただきたといった要望にいただいた方が、我々も問題意

識を理解できます。ただ、難しいところもあり、認可になりますと、児童福祉法上は保育となりますが、実施責任が市町村に法律上あります。市町村は保育の受け皿整備と受け皿整備の企画をつくることとなっています。国がとなると法改正が必要となりますので、すこしハードルが高い。国も環境整備などの努力することとされています。市町村などが医療現場のニーズを踏まえて整備できるように国からも働き掛けてという要望となると、問題点を理解した上で、回答・検討できるのではないかと思います。今回の要望に対する直接の回答にはならないがもち帰って担当に伝えます。今後、要望する際の参考にさせていただきたい。

(具体的要望／広島・長谷川)

子ども家庭庁ができた、縦割りでない対応をしていただきたい。院内保育にいる子どもたちは、待機児なのです。待機児がないので、自治体では駄目と言われるが、医療現場で必要だから居る子どもであるということを私たちが訴えるのではなくて、国が責任をもって都道府県に指導していただきたい。

(内閣府子ども家庭庁回答)

また相談しながら、できることは検討していきたいと思えます。

(具体的要望／岩手・吉田)

認可化移行事業はあるが、院内保育所の中には、それを使って移行したという報告が聞かれていない。なかなか移行に踏み切れない理由の一つとして、書類の整備、移行化計画という事業はあるが、それを広く皆さんが知って活用するにはハードルが高いと思えます。事業に対する認知度の問題もあり、5年間で、移行が徐々に減少しているということですが、逆に最近になって移行を検討するということも民医連の事業所では報告されていてまだ、需要はあると考えています。

(内閣府子ども家庭庁回答)

福祉の現場の方が多忙な書類を整備することになる、一方税金を使う事業のため求められる書類の簡易化が難しい。そうした課題はあるが、国からは特段厳しい様式にはしていない、自治体によることもある。待機児童のいない自治体の場合、書類が厳しくなることもあると思う、この件も担当に伝えます。我々は、予算を確保する際にデータをいただきたい。院内保育所が何施設あり、そのうち何施設が認可移行を希望し、何施設が基準を満たしている等のデータがあるとそれに応じた予算要求などの検討や、要請事項についてもデータに基づいたお話し合いができると思う。

(具体的要望／岩手・吉田)

1②③は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた院内保育所は認可外保育所であり、医療介護総合確保基金の中からということだった

が、証明書の交付を受けた院内保育所は、3歳以上児には保育料無償化の対象となっており、消費税免税、処遇改善手当の経歴加算の対象となっています。

(内閣府子ども家庭庁回答)

認可のお話しですか。認可外は国からお金は出さないです。認可保育所については、経験年数に応じた処遇改善、キャリアアップの加算など諸々について、認可園に対してのものになっています。

(具体的要望／岐阜・日比野)

認可園に務めている職員のキャリアとして、無認可のキャリアが証明書の交付を受けた院内保育所だと、それが含まれてのキャリアになります。認可で5年働く前に、5年無認可で働いていると、10年のキャリアとして認められています。

(内閣府子ども家庭庁回答) 基準を満たしているところですね、要請があったことは担当者に伝えます。

(具体的要望／広島・長谷川) 3歳以上の無償化は認可外でも対象で、お金は誰から出ているのですか。

(内閣府子ども家庭庁回答) 3歳以上の無償化については、子ども家庭庁から出している、認可外にも同じ。

(具体的要望／岐阜・日比野)

その基準は、指導監督基準を満たす旨の証明書からでていることにはなりますが、それが私たちの中では、きちんと保育をやっていると認められていると自負している。しかし地方の裁量によって認可を受けられない場合何か助けの手ないのかということを求めている。

(内閣府子ども家庭庁回答)

ご意見は理解しました。そうすると要望書が少し変更いただく方がよい。1②認可保育所の運営費においては、認可外保育施設で働いた経歴が、キャリア期間にならないので、そこを入れてほしいと項目にすると多分、問題点は伝わる。施設基準を満たした認可外保育所にも、運営費を出してほしいという事ですね。

(具体的要望／広島・長谷川)

3歳以上の無償化は認可外でも適応になった、そこはどのように認められたのか、特別ですよ。

(内閣府子ども家庭庁回答)

施設目線ではなくて、利用者目線です。待機児童が多い中で、認可に申し込んだが入れなかった方々は行政側の受け皿づくりのせいで無償化にならないというのはあってはならないというところで、認可であっても、認可外であっても、無償化にしようという理念です。待機児童がなければ、基本的に認可園なのです。

(具体的要望／岐阜・日比野)

証明書を受けていると消費税のところも緩和される。証明書の効力がこちらはあって、そちらはないということでもわかりにくい。先程の3歳以上の件については、利用者目線ということは、よくわかりありがたい。運営費については、全ての無認可に対してではなく夜間

・祝日の保育がなくなると、医療が崩壊しかねないから、保育所に対して雇用確保だけではなくて、運営のためのお金をどう予算化することを要請している。

(内閣府子ども家庭庁回答)

認可外、基準を満たしているところだとしても、そこにお金をだしてしまうと、そこでそのまま停滞し、認可と認可外では、保育士の配置基準も全然違う、国としては認可基準で保育をすべきとしています。認可外にお金を出すと認可に移行せずに、認可外のまま運用してしまう恐れもあるので基本、認可外にお金を出すということは、予算の考え方からしても難しい。認可基準を満たしている認可外保育所ということであれば、認可を目指していただくことが、一番現実的な方法になります。認可外に直接運営費を出すことは今後もありえないと思います。

(具体的要望／岩手・吉田)

認可外院内保育所の法人が病児保育所を運営している場合、保育士は、キャリアは対象になるが、処遇改善対象でなく格差が広がっている。

(内閣府子ども家庭庁回答)

全国団体さんからも、当時4万5千円の話が出た時だったので、病児保育、一時預かり、延長保育。11時間のコアタイムの職員は4万円出るが、延長保育の職員は出ないという話があり、基本、施設は一体として運営されているので、うまく工夫されると思うが、予算措置として、事業によっているということは以前からご要望をいただいているところ。病児保育の重要性も認識している予算もできるところで、拡充をしていると思う。そういった課題があることは承知しております。担当の方にもお伝えしておきたい。

## 2. 国として院内保育所を推奨していることから、院内保育所運営費に対する補助金について、都道府県に対し地域医療介護総合確保基金の院内保育所運営費の基準を示し、抜本的に増額してください

- ①各都道府県の院内保育所運営費の使用状況の一覧を示してください。
- ②安全に院内保育所運営が出来るよう、運営費補助金を抜本的に増額してください。
- ③保育士単価については自治体に裁量を任されてから約10年間180,800円から変わっていません。医療を支える院内保育所の保育士の処遇改善のために保育士単価の増額を国が都道府県に示してください。
- ④看護体制維持のための24時間保育、休日保育、病児保育等の保育に対する補助を基本的な日中保育がなくても申請できるようにしてください。
- ⑤24時間に満たない夜間保育に対する補助を新設してください。

(医政局看護課回答)

院内保育所の運営整備につきましては、医師・看護師の就労を促進するために都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金（以降確保基金と略す）における医療従事者の確保に関する事業のなかで財政支援を行っております。令和5年度におきましては29億円を確保しております。確保基金を活用した院内保育に関わる財政支援につきましては、各都道府県において地域の実情に応じて、補助基準などを決めて交付することから、加算の新設・増額等につきましては、都道府県に相談いただきたい。今後も病院内保育所につきましては、継続的かつ安定的な運営ができるように都道府県の確保基金の予算の確保、適切な周知等に取り組んでいきます。またご質問の中で、都道府県ごとの運営費の実績状況を教えてほしいということです。令和3年度の実績になりますが、47都道府県全体として補助実績が40.7億円、件数1569件となっています。

(具体的要望／広島・長谷川)

県では、確保基金のなかでは、子ども達に対するお金というのはまず出なくて、人件費の保育士単価で18万800円というのは決められている。確保基金に移行してからは、18万800円は国が10年前に定めたものを変えているところはない。24時間の単価も、休日保育の単価も、10年間変らない。自治体に行くと、それは国に言ってくださいよと、国が変えてくれないと、私たちもアクションできませんと言われ。なぜ国できていたことが、地域ではできないのか。

(医政局看護課回答)

貴重なご意見をいただきありがとうございます。確かに確保基金に移行する前は、平成21年度、22年度あたりは、単価の金額とか、加算の見直しをいたことはあったこと理解しているところです。確かに平成26年度から移行して、そこはずっと変わっていないところは、おっしゃる通りですが、基金に移行したということで、都道府県さんの方で判断いただくということでございまして、都道府県さんによって独自の基準を設けているものと思っています。

(具体的要望／西村)

なぜ10年間、変更できないのか、変更する余地はないのか、どうされようとしているのかということの後日倉林議員事務所にご回答いただきたい。

(具体的要望／宮川)

証明書を受けている認可外保育所について、ある県からは県内に26施設の認可外保育所があり、そこに180人の保育士が働き、904人の子どもたちが存在する、その運営を拡充するために確保基金を増額してほしいという意見書が国に上がっているが、改善する余地はあるか。

(医政局看護課回答)

先程申し上げました通り、当座29億円を確保している。さらに増額ということはなかなか難しい。増額したとしても、都道府県様の判断で、使い方が決まるので院内保育所のために使えと言えない。

(具体的要望／宮川)

県から「確保基金のなかで院内保育所関連分を明記し院内保育所の予算が行きわたるように」という意見書がだされているが、国は用途についての枠組みは示さず、都道府県運用を任せているという理解で良いか。

(医政局看護課回答)

都道府県さんの方で、計画を策定するときは、地域医療審議会などの意見を踏まえた上で進めている。国としては基金の運用を定めた上で都道府県さんの方が定めてやっている。厚労省のホームページに都道府県さんの計画にきましては公表し、交付自体も上がっている。丸投げという趣旨ではないと思っています。

(具体的要望／奈良・中里)

私の勤務する保育所は認可外保育所です。地域に土曜日午後2時、4時以降の保育をしている保育所がないため、地域の保育所と院内保育所を利用されているのが実態。24時間保育を支えているが補助金少なくほとんどが病院の持ち出し。6年程前に認可保育所に移行しようと自治体に訴えましたが待機児がないという理由で移行できず、現在も動いている最中、運営費の増額を求めたい。

(具体的要望／広島・長谷川)

夜間・休日保育には、加算ではなく日中保育がなくとも、特別保育のところで保障する仕組みを医政局で考えていただきたい。要望した通り23時に保護者が迎えにくる場合や、延長の部分は加算が一切無い。

(医政局看護課回答) 全国で夜間対応している認可保育所は80カ所。

### 3. 企業主導型保育事業について

- ①こども家庭庁では保育の政策分野で「全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいく」と示していますが、創設前の児童数は助成されていません。国として全ての児童が保障される制度を考え助成してください。
- ②医療の現場を支える人材確保のため、多様な就労形態に対応した保育(日曜、夜間、泊り、就労日数の少ない保護者、一時預かり保育など)を受けもっている現状です。保育の質のためにも多様な就労形態に対応した保育に助成金を増額してください。
- ③障害児加算については、認可と格差なく障害児1名

から加算対象としてください。

(内閣府こども家庭庁回答)

3①企業主導型保育事業は、待機児童対策への貢献を主な目的としており平成28年度以降新設された新しい受け皿の整備への対処となっている。本事業創設前から存在する事業所内保育所などを直接の助成対象とすることは、慎重に検討していく様に考えています。

3②従業員の多様な就労形態に対応した保育サービスをできるように開所日数・時間・利用日数など柔軟な運用ができ、そこが助成できる。利用ニーズに応じて、ご活用を引き続きいただければと思います。

3③企業主導型保育事業の障害児加算は財政支出を伴いますので、障害者1名からの加算対象とすることにつきましては、各施設での実施状況などを踏まえまして慎重に検討する必要があると思います。

(具体的要望／東京・村越)

今の日本の保育は運営形態も、複雑。運営基準、補助金、保育士比率、それぞれに違いがある。すべての子ども達を保障すると言っているが、なぜこれほど複雑なのか。私の事業所は2017年に企業主導型保育所となったが、創設前の子ども達の保育料が保障されず、その分は病院負担となっている。国として、すべての子ども達に保育を保障する制度として、子どもの育ち、これからの日本の未来のために、保育事業をもっとシンプルにし充実させていくことを考えられないのか。

(内閣府こども家庭庁回答)

おっしゃる通りで認可・認可外・企業主導型など様々な形態があり、良いものにしていきたいということは子ども家庭庁のなかでは一致しているところとは思いますが、お気持ちだけ受け止めさせていただきたい。

(内閣府こども家庭庁回答)

もともとその社会福祉事業、社会福祉法人さんが行うことが前提となっていて、法律においては、待機児童の問題が数年前、NPOなど特例的に参入を認めてきた経緯等があり、ご指摘の通り、後付け後付けでの対応をしてきたことは言える。医療現場のニーズに対応されていない課題はありながら、待機児童全体としまして昨今は減少傾向にあり、当然保育所そのものも減員、運営費の減少が予想されます。今後の少子化対策と照らし合わせながら、保育現場のあり方、位置づけ、財政支援を含めて、よく検討していかなければならない課題であると認識しています。まさにその現場の方々から、ご意見をいただいたことは課内でも共通認識にしておきます。